

京都府警察柔剣道段級審査規程

〔最終改正 令和3年9月10日京都府警察本部訓令第21号〕

第1章 総則

第1条 警察官または警察職員の柔道及び剣道（以下「柔剣道」という。）の段級審査（以下「審査」という。）は、この規程の定めるところによる。

第2条 この審査は、柔剣道の段級を審査し、技能の向上を図り、斯道の普及徹底に資することを目的とする。

第3条 段級の種別は、級位と段位に分け、級位は2級位及び1級位、段位は初段位より5段位までとする。

第4条 警務部長は、年1回以上、審査を行う。

2 審査は、試合及び形並びに学科により行う。

第5条 審査受験資格は、原則として次の表による。

審 査 資 格 基 準	
段 級 位 の 区 別	資格期間
2 級 位 ・ 1 級 位	制限なし
初 段 位	制限なし
2 段 位	初段位取得後1年以上
3 段 位	2段位取得後1年以上
4 段 位	3段位取得後1年以上
5 段 位	4段位取得後2年以上

第6条 審査は、所属長（初任科生及び初任補修科生については警察学校長）の推薦した者について行う。

2 所属長が推薦を行うときは、別記様式第1号による推薦書を警務部長に提出（教養課長経由）しなければならない。

第7条 警察本部長は、警務部長が行う審査により柔剣道段級審査の合格者（以下「合格者」という。）を決定する。この場合において、教養課長は、別記様式第1号の2の柔剣道段級審査決定記録簿にその都度記録しておかなければならない。

第8条 警察本部長は、合格者に対し、別記様式第2号の免許状又は証書を交付する。

第9条 警察本部長は、合格者にふさわしくない行為のあつた場合には、その合格を取り消すこ

とができる。

第10条 審査の期日、場所、方法の細目その他実施上必要な事項は、その都度警務部長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和30年7月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 末日 廃棄

警務部長 殿  
(教養課長経由)

第            号  
年    月    日

(所属長)

柔・剣道段級審査受検適格者推薦書

受 検 段級位	現段 級位	現 段 級 位 取得年月日	階 級	氏 名	年 齡	備 考

担当            係

様式第 1 号の 2

柔剣道段級審査決定記録簿

決定 段級	旧 段級	旧段級取得 年 月 日	所 属	階 級	氏 名	年 齡 生年月日	備 考

# 免 許 状

階 級 氏 名

道 段を免許する。

年 月 日

京都府警察本部長 氏 名 印

# 証 書

階 級 氏 名

道 級を証する。

年 月 日

京都府警察本部長 氏 名 印